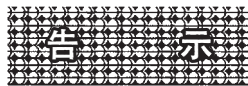


区分	許可、認可その他の行為
(1) 電気工作物の建設（この規則による改正後の長野県環境影響評価条例施行規則（次項において「改正後の規則」という。）別表第1の6の項の第1種事業の要件の欄の(7)に規定する太陽光発電所（以下この項において「太陽光発電所」という。）に係るものを除く。）	電気事業法（昭和39年法律第170号）第47条第1項若しくは第2項の規定による認可又は同法第48条第1項の規定による届出
(2) 電気工作物の建設（太陽光発電所に係るものに限る。）	ア 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定による許可 イ 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項又は第5条第1項の規定による許可 ウ 電気事業法第47条第1項若しくは第2項の規定による認可又は同法第48条第1項の規定による届出 エ 都市計画法第29条第1項又は第2項の規定による許可
(3) 工作物の用に供する一団の土地の造成	ア 森林法第10条の2第1項の規定による許可 イ 農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定による許可 ウ 都市計画法第29条第1項又は第2項の規定による許可

- 3 改正後の規則第46条第1項及び第2項の規定は、改正条例附則第2項の規則で定める軽微な変更及び同項の規則で定める変更について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項第3号中「対象事業」とあるのは「事業」と、改正後の規則別表第3の7の項から11の項まで及び22の項中「対象事業実施区域」とあるのは「事業が実施されるべき区域」と読み替えるものとする。
- 4 この規則の施行の際、当該施行により新たに対象事業となる事業について、当該事業に係る環境影響評価を行う方法を記載したものであると認められる書類に基づき、当該事業に係る環境影響評価が行われているときは、当該書類は、改正条例第1条の規定による改正後の長野県環境影響評価条例（平成10年長野県条例第12号）第6条から第13条までの規定による手続を経た方法書とみなす。

環境政策課



長野県告示第463号

平成27年7月21日専決処分した平成27年度補正予算の要領は、次のとおりです。

平成27年10月13日

長野県知事 阿部 守一

平成27年度長野県一般会計補正予算（第2号）

歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入		補正前の額	補正額	計
(1) 歳入				
	款			
13	繰越金	53,495	15,258	68,753
	歳入合計	870,368,736	15,258	870,383,994
(2) 歳出				
	款			
2	総務費	35,503,511	15,258	35,518,769
	歳出合計	870,368,736	15,258	870,383,994

財政課

## 長野県告示第464号

平成27年10月9日成立した平成27年度補正予算の要領は、次のとおりです。

平成27年10月13日

長野県知事 阿部 守一

## 平成27年度長野県一般会計補正予算(第3号)

## 1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

## (1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金	4,245,456	14,215	4,259,671
9 国庫支出金	106,590,486	677,702	107,268,188
11 寄付金	183,056	8,000	191,056
12 繰入金	17,708,589	52,594	17,761,183
13 繰越金	68,753	2,377,702	2,446,455
14 諸収入	79,385,837	9,035	79,394,872
15 県債	106,135,000	3,091,000	109,226,000
歳入合計	870,383,994	6,230,248	876,614,242

## (2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	35,518,769	52,945	35,571,714
3 民生費	112,363,010	63,279	112,426,289
6 環境費	3,603,435	37,081	3,640,516
7 農林水産業費	48,876,572	118,622	48,995,194
8 商工費	76,148,945	231,766	76,380,711
9 土木費	94,011,194	5,680,217	99,691,411
11 教育費	199,336,785	46,338	199,383,123
歳出合計	870,383,994	6,230,248	876,614,242

## 2 繰越明許費

通常砂防費ほか2件 金額 248,300 千円

## 3 債務負担行為補正

下水道計画調査事業ほか5件 限度額 1,013,536 千円

## 4 地方債補正

農業農村整備事業費ほか5件 限度額 3,091,000 千円

## 平成27年度長野県流域下水道事業費特別会計補正予算(第1号)

## 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

## (1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
6 繰越金	—	486,532	486,532
歳入合計	11,623,232	486,532	12,109,764

## (2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
1 流域下水道事業費	8,932,232	486,532	9,418,764
歳出合計	11,623,232	486,532	12,109,764

財政課

## 長野県告示第465号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成27年10月13日

長野県知事 阿部 守一

## 精神通院医療

医療機関の名称	所在地	指定した年月日
国民健康保険 川上村診療所	南佐久郡川上村大字原308	平成27年8月1日
みのわ土屋薬局	上伊那郡箕輪町大字中箕輪8612-1	平成27年10月1日
フロンティア薬局柏矢町店	安曇野市穂高984-15	平成27年10月1日
アイン両小野薬局	上伊那郡辰野町大字小野1290-30	平成27年10月1日
桔梗ヶ原病院訪問看護ステーション	塩尻市宗賀1294-1	平成27年10月1日

保健・疾病対策課

## 長野県告示第466号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

平成27年10月13日

長野県知事 阿部 守一

## 精神通院医療

医療機関の名称	所在地	辞退予告期間終了年月日
有限会社 アキワ薬局	上田市秋和541-2	平成27年7月31日
穂高土屋薬局	安曇野市穂高北穂高1932-2	平成27年9月30日

保健・疾病対策課

## 長野県公安委員会告示第31号

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（昭和53年長野県公安委員会規則第7号）第9条第1項の規定により、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第4条の3第2項の診断を行う医師を次のとおり指定しました。

平成27年10月13日

長野県公安委員会委員長 大澤 一郎

- 1 指定を受けた医師の氏名、勤務する病院等の名称及び所在地並びに診断の対象者

氏名	勤務する病院等		診断の対象者
	名称	所在地	
丸山 哲弘	まるやまファミリークリニック	飯田市大瀬木1106番地2	法第5条第1項第3号の介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2に規定する認知症である者
埴原 秋児	国立大学法人信州大学医学部附属病院	松本市旭3丁目1番1号	

- 2 指定年月日

平成27年10月9日

- 3 指定期間

3年

生活安全企画課

## 長野県公安委員会告示第32号

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（昭和53年長野県公安委員会規則第7号）第9条第2項の規定により、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第12条の3の診断を行う医師を次のとおり指定しました。

平成27年10月13日

長野県公安委員会委員長 大澤 一郎

## 1 指定を受けた医師の氏名、勤務する病院等の名称及び所在地並びに診断の対象者

氏名	勤務する病院等		診断の対象者
	名称	所在地	
西丸甫夫	医療法人四方会西丸医院	中野市小田中213番地1	法第5条第1項第3号の政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号。以下「政令」という。）第8条第3号に掲げる病気を除く。）にかかっている者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者
高橋丈夫	医療法人聖山会伊那神経科病院	伊那市荒井3831番地	
村田志保	長野県厚生農業協同組合連合会安曇総合病院	北安曇郡池田町大字池田3207番地1	
北原明彦	医療法人北原メンタルクリニック	長野市稲里町中央4丁目15番7号	法第5条第1項第3号の政令で定める病気（政令第8条第3号に掲げる病気に限る。）にかかっている者
丸山哲弘	まるやまファミリークリニック	飯田市大瀬木1106番地2	法第5条第1項第3号の介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2に規定する認知症である者
埴原秋児	国立大学法人信州大学医学部附属病院	松本市旭3丁目1番1号	

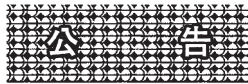
## 2 指定年月日

平成27年10月9日

## 3 指定期間

3年

生活安全企画課



## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成27年10月13日

長野県知事 阿部 守一

## 1 申請のあった年月日

平成27年10月5日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人信州里山プロジェクト

## 3 代表者の氏名

今井 勝晴

## 4 主たる事務所の所在地

長野市大字茂菅215番地

## 5 定款に記載された目的

この法人は、野生鳥獣と人間の共存できる環境を実現するため、野生鳥獣の捕獲・保護等を行うとともに、それらの担い手を育成し、さらに捕獲した鳥獣を活用して、地域の活性化を図ることを目的とする。

県民協働課

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成27年10月13日

長野県知事 阿部 守一

## 1 申請のあった年月日

平成27年10月6日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人信州能力開発ネットワーク

## 3 代表者の氏名

相原 健作

## 4 主たる事務所の所在地

須坂市墨坂南一丁目20番3号

## 5 定款に記載された目的

この法人は、障がい者に対して、各種関係機関、地域住民との連携を図りながら、就労・社会参加する機会の確保に関する事業を行い、地域社会の福祉の向上に寄与することを目的とする。

県民協働課